



スウェーデンへお引越されるお客様へ

株式会社 サカイ引越センター
Sakai Moving Service Co., Ltd.

必要書類 (荷主様が日本国籍の方の場合)	<ol style="list-style-type: none"> 1. パスポートコピー(顔写真のページの見開き、鮮明なもの) 2. スウェーデンの居住許可証(Residence permit)や労働許可証(work permit)コピー(滞在期間が1年間以上あるもの) 3. 日本⇒スウェーデンへの航空券(旅程表、Eチケットなど)コピー 4. 海外引越輸送契約書(弊社からご案内致します。) 5. 海外運送保険申込書(弊社からご案内致します。) 6. 通関書類(弊社からご案内致します。) <p>※外交官の方は書類が異なりますのでお申し出くださいませ。</p>
--------------------------------	---

*通関事情は突然変更となる場合があります。

お運び出来ない品	<p>貴重品(現金・通帳・有価証券・貴金属・宝石类等) 動植物(土の付いた物)、土 危険物(可燃製品・スプレー缶・ガスボンベ・ライター・マッチ等) 輸入禁止品、食料品</p>
-----------------	--

輸入禁止品 輸入規制品	<p>拳銃・刀剣・武器・弾薬・爆発物・危険物(模造刀・模造拳銃含む) 商標権や特許権・著作権の権利侵害物品、偽造・変造・模造の通貨や証券等 麻薬・覚せい剤及び吸煙具・けし・大麻の実・毒物・ガム・劇物 ポルノ(写真・雑誌・DVD・ビデオテープ等)、政治的煽動文書 ワシントン条約該当品目、古美術品 動植物(種子・剥製・卵等含む)・酒・アルコールスピリット・飲料・米・タバコ 食料品、乳製品など ※酒、ワイン、リキュール、ビールなどのアルコールは高額課税対象となります。 ※携帯電話はスウェーデンの基準を満たした物である事が条件で輸入可能となります。</p>
------------------------	---

ご注意	<p>※貴重品(貨幣、有価証券、通帳、貴金属、宝石等)は携帯手荷物としてお持ちください。 ※ご家財がご購入から12か月以上たっておりおことが条件です。 ※新品の品物は全て課税対象となります。 ※通関申告の際には、荷主の方はスウェーデンに入国している必要があります。 ※関税・保管料については、現地にてお客様にてご決済頂きます。</p>
------------	---

お預かりについて	<p>基本的には弊社手配のスタッフにて梱包をさせていただきます。 お客様にて梱包頂く場合、ダンボールの口は閉めず、 内容物と数量のメモをダンボールに入れて頂けますようお願い致します。 家電製品のメーカー、品番、シリアルNoの記載が必要な場合は、弊社スタッフにて対応させていただきます。</p>
-----------------	---

船積みについて	<p>書類が揃い次第船積みさせていただきます。 事前に書類の確認をさせていただきますので、 書類が揃う予定日が決まりましたらご一報をお願い致します。 書類の確認が出来次第、船の予約→船積みさせていただきます。</p>
----------------	---

現地通関について	<p>お預かりのタイミング等のお打合せのご連絡を現地代理店よりさせていただきます。 (現地代理店につきましては船積み頃にご案内させていただきます。)</p>
-----------------	---

その他	<p>通関事情は急遽変更になる場合がございますので、都度営業よりご案内させていただきます。 入港する港・タイミングによっても通関事情が異なります。 高額な美術品や骨董品がある場合は事前にお知らせ下さい。 新品は課税対象となります。現地で発生しました税金はお客様にて現地決済頂く形となります。 弊社を介して保険をご購入の場合は付保金額の1.5%が保険料金となります。</p>
------------	--

ご不明な点やご質問が御座いましたら、
 お気軽に下記フリーダイヤルか
 メールにてお問い合わせ下さい。
 TEL 0120-78-1141
 Mail overseas_hhg@hikkoshi-sakai.co.jp

